

大阪府医療的ケア児支援センターの設置状況等について

1 大阪府医療的ケア児支援センターについて

(1) 大阪府医療的ケア児支援センターの基本情報について

大阪府より、大阪府医療的ケア児支援センター（以下「支援センター」という。）について公表されている基本情報は以下の通り。

開設日	令和5年4月26日（水）
所在地	〒594-1101 大阪府和泉市室堂町840 地域独立行政法人大阪府立病院機構 大阪母子医療センター内
対象者	大阪府内に在住の医療的ケア児及びその家族、関係機関等
相談・受付時間	月曜日から金曜日（土日、祝日、年末年始は除く） 午前9時から午後5時
相談窓口	電話番号：0725-55-2622 (原則、地域の支援機関を通じて相談すること)

(2) 支援センターの事業内容について

① 医療的ケア児等からの相談に対する情報提供、相談支援

医療的ケア児及びその家族からの相談に対し、情報提供、相談援助を行い、必要に応じ関係機関等につなぐ。

② 地域の関係機関からの専門性の高い相談に対する助言等

地域の関係機関（市町村、医療機関、障がい福祉サービス事業所、障がい児通所支援事業所等）からの支援に関する相談に対し、必要な情報提供及び助言を行う。

③ 関係機関との連携・調整

各市町村に配置された医療的ケア児等コーディネーターが実施している支援の取り組みや地域課題を共有するため、2次医療圏域ごとに関係機関が参画する会議を開催。

④ 困難事例や課題、好事例の収集と情報提供

①～③を通じて収集した困難事例や課題、好事例について分析を行い、全体会議の場等を通じて、府域全体での情報共有を行う。

（３）支援センターへの相談及び相談に関する連絡調整について

- ① 医療的ケア児及びその家族からの支援センターへの相談（（２）の①）に関して、原則として支援機関を通じて相談いただくこととしている。

支援センターへ相談したいという方がいた場合、支援機関は医療的ケア児の情報（氏名、生年月日、性別、病名）や受けている医療的ケアの内容や障がい福祉サービス等の内容、相談概要をできる限り聞き取る必要あり。

- ② 支援センターでは、市町村担当課をはじめとした関係機関からの相談（（２）の②）を受けることとなっているため、医療的ケア児に関する様々な相談を受けるなかで、つなぎ方がわからない等の場合には、支援センターに相談可能。

- ③ 様々な関係機関から支援センターが受けた相談（（２）の②）については、その内容によって、市町村課や医療的ケア児等コーディネーターへ連絡・調整等する場合がある。

（４）２次医療圏域ごとの会議への参画について

関係機関との連携・調整の取組み（（２）の③）として、支援センターと各市町村に配置された医療的ケア児等コーディネーターや関係機関が対応している相談等の取組みや地域課題を共有し、医療的ケアに係る地域の相談支援体制の充実・強化を図るための会議を開催することを考えている。

２ 本市の対応について

（１）支援センターの周知について

- ・各指定障がい福祉サービス等事業所あてについては、７月以降に、大阪府が周知ビラを作成すること。提供あり次第、市内事業所あて周知する。
- ・各指定障がい福祉サービス等事業所以外（保育所等）についても、別途周知を検討中とのこと。
- ・各区役所あてには７月中に周知予定。

（２）支援センターとの連携について

- ・当面の間、行政における支援センターからの連絡・調整先としては、各区役所を基本とし、必要に応じて各区障がい者基幹相談支援センターやこども相談センターといった専門機関とも連携する。
- ・今後、医療的ケア児等コーディネーターの把握や連携方法等について検討をすすめていく。